

答申第 61 号

三重県情報公開・個人情報保護審査会 答申

令和 4 年 3 月
三重県情報公開・個人情報保護審査会

1 審査会の結論

実施機関が行った決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、開示請求者が令和 3 年 7 月 26 日付けで三重県情報公開条例（平成 11 年三重県条例第 42 号。以下「条例」という。）に基づき行った、「平成 15 年 3 月から令和 3 年 3 月までの、平成 15 年当時特定警察署に勤務しており、現在特定地番に住居する特定個人に対する住居手当又は通勤手当の受給、支払いに関することが分かる文書一式」についての開示請求（以下「本請求」という。）に対し、令和 3 年 8 月 5 日付けで三重県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った公文書の存否を明らかにしない決定（以下「本決定」という。）について、取消しを求めるものである。

3 審査請求の理由

審査請求書、反論書及び意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

特定個人は、平成 15 年当時、特定警察署に勤務しており、警察官であったことは推測されるが、昭和 35 年 12 月生であり、令和 3 年には定年である 60 歳を超過している。たとえどこかの警察に勤務していたとしても、警察官としての身分はなく、公文書の存否を明らかにしない決定は不当である。

個人情報や一部の捜査に支障があるものについては非開示とすべきと思っており、警察官の行為について非開示にするというのは一定程度理解するが、条例に基づく公文書開示請求制度は、基本的に開示するものであると認識している。それを実施機関は警察官だからという理由で開示しないということを正当化しているように思われるため、その認識を変えてほしい。非開示にするのであれば、外交文書の公開に倣って予め何年後かには全て開示すると決めておいてほしい。

また、令和 3 年 7 月 28 日に「三重県特定庁舎に勤務する特定職員に係る住居手当又は通勤手当の受給、支払いに関することが分かる文書一式」の公文書開示請求（以下「別請求」という。）を行ったところ、公文書部分開示決定により、特定職員の勤務箇所と住居の市（町）名は開示されている。本請求と対象は同じ三重県職員であるのに、判断が違うことに疑問がある。

なお、三重県情報公開審査会答申第 261 号では、職員の通勤届に関する公文書のうち、実施機関が非開示とした情報について、一部開示すべきであると判断されている。このことも考慮の上、審査してほしい。

4 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により、本決定が妥当というものである。

審査請求人に対しては、本請求時等に、公務員の氏名等の情報に係る知事部局と警察本部との取扱いが異なること、また、条例第7条第2号の規定に基づき知事が定める職に関する規則（平成13年三重県規則第12号）で定める「警部補以下の階級にある警察官をもって充てる警察の職員の職及びこれに相当する警察の職員の職」（以下、「三重県規則で定める職」という。）にある公務員の氏名は、条例により非開示の扱いとなり、存否を明らかにしない決定となる可能性が高いことを説明しているが、理解を示さなかった。

本請求は、特定個人の住居手当及び通勤手当の受給状況に関する情報を求めるものであり、特定の個人が識別され得る情報として条例第7条第2号の個人情報に該当する。

ところで、警部以上の階級にある職員の氏名及び配属地については、報道等により慣行として公にされている情報であるが、特定個人は警部以上の職員の名簿等と照会したところ該当しないため、条例第7条第2号ただし書イには該当せず、また、その内容及び性質から同号ただし書ロにも該当しない。

当該情報の存否について応答した場合、特定個人の氏名、過去の配属地及び現在の居住地といった条例第7条第2号に掲げる非開示情報を開示してしまうことになる。

審査請求人は、特定個人は、令和3年には定年である60歳を超過しており、たとえどこかの警察に勤務していたとしても警察官としての身分ではなく、公文書の存否を明らかにしない決定は不当であると主張するが、公文書が作成された時点において、警部以上の職にあるか否かで開示・非開示の判断をすべきであり、たとえ退職したからといって、私生活上の権利利益を害するおそれがなくなるという訳ではなく、現在警察職員であるか否かは影響しないものと考えられる。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資することを目的としている。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を開示することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれたりするなど県民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として限定列举した非開示事由を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を適正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 条例第11条（公文書の存否に関する情報）の意義について

公文書の開示請求があった場合、条例は、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならないが、条例第11条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書の存否を答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該

公文書の存否を示さないで、当該公文書の開示をしないことができるとしている。

そして、「当該開示請求に係る公文書の存否を答えるだけで、非開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る公文書の存否自体の情報が条例第7条各号の規定により保護すべき情報に当たる場合をいう。

この考え方に基づき、本請求の対象文書が存在するか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することになるか否かを、以下検討する。

(3) 条例第11条（公文書の存否に関する情報）の該当性について

審査請求人は、別請求及び過去の本審査会答申第261号では、職員の住所のうち市町名までの情報等については、当該職員個人の私生活上の権利利益を害するおそれのない公務員等の職務に関する情報として開示されていると主張している。

確かに、審査請求人が主張する別請求及び当該答申では、請求対象が知事部局の職員であり、当該請求情報については、「公務員等の職務に関する情報」として条例第7条第2号からは除外されていることから、開示としている。

しかしながら、条例第7条第2号本文では「公務員等の職務に関する情報のうち公にすることにより当該個人の私生活上の権利利益を害するおそれがあるもの若しくはそのおそれがあると知事が認めて規則で定める職にある公務員の氏名」は非開示情報として規定され、これに該当する職にある者として、三重県規則で定める職が規定され、公務員であった当時の情報についても同様と解される。

また、実施機関の補足説明にて聴取したところ、本請求に記載された特定個人は、報道等により慣行として公にされている警部以上の階級の職員に存在しないとのことであり、仮に特定個人が警察職員であったとしても、三重県規則で定める職に該当することとなり、その氏名については本号本文に定める非開示情報に該当する。

ところで、本請求は、特定個人の氏名及び現在の住所を特定し、特定個人が平成15年に特定警察署に在籍していたことを前提として、平成15年3月から令和3年3月までの特定個人の住居手当又は通勤手当の受給支払いに関する公文書を求めて行われている。

仮に、当該公文書は存在するが非開示情報に該当するとして公文書部分開示決定等をしたり、当該公文書は存在しないとして公文書不存在決定をしたりすると、特定個人が三重県規則で定める職にある警察職員に存在しているか否かという事実を明らかにするものと認められる。

よって、当該公文書の存否について応答するだけで、三重県規則で定める職にある氏名及び住所並びに特定個人が特定警察署に勤務しているか否かという条例第7条第2号本文に規定する非開示情報を開示してしまうこととなる。

以上のことから、当該対象公文書の存否を明らかにしないこととした本決定は妥当であると認められる。

(4) 審査請求人の他の主張について

審査請求人はその他種々主張しているが、当審査会は条例に基づき実施機関の行った処分についての審査請求に關し審査するものであるため、当審査会の判断を左右す

るものではない。

(5) 結論

よって、主文のとおり答申する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙1 審査会の処理経過のとおりである。

別紙 1

審 査 会 の 处 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
R 3.10.22	・ 質問書及び弁明書の受理
R 3.11.29	・ 実施機関に対して、意見書の提出依頼 ・ 審査請求人に対して、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
R 4.2.24	・ 書面審理 ・ 実施機関の補足説明 ・ 審査請求人の口頭意見陳述 ・ 審議 (令和3年度第7回第2部会)
R 4.3.24	・ 審議 ・ 答申 (令和3年度第8回第2部会)

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長 (第一部会部会長)	高 橋 秀 治	三重大大学人文学部教授
※会長職務代理者 (第二部会部会長)	片 山 眞 洋	三重弁護士会推薦弁護士
委 員	内 野 広 大	三重大大学人文学部准教授
委 員	川 本 一 子	弁護士
委 員	仲 西 磨 佑	司法書士
※委 員	小 川 友 香	税理士
※委 員	名 島 利 喜	三重大大学人文学部教授
委 員	山 崎 美 幸	百五総合研究所 主任研究員

なお、本件事案については、※印を付した会長職務代理者及び委員によって構成される部会において調査審議を行った。